

令和6年度
印西市地域包括支援センター事業計画（案）

印西市印旛地域包括支援センター

1 総合相談支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
総合相談業務	○複雑かつ多様化する相談に対し、3職種がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、適切な機関・制度・サービスへつなげる。	○地域の方々がいつでも気軽に相談に来やすいように、日ごろから顔の見える関係づくりに努める。 ○相談の緊急度に応じて迅速な対応を心掛ける。 ○毎日朝礼を行い、3職種間で情報共有を行う。困難事例等についても、専門性を生かしてチームで支援方針を随時話し合い対応していく。 ○複数分野にまたがる問題や複雑に絡み合う問題を抱える住民や世帯に対して、関係機関による役割分担の整理や支援の総合調整をして重層的支援体制事業の一役を担う。
実態把握	○圏域の実情に合わせた手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行い、要援護高齢者への早期対応が可能となるよう、日ごろから地域の関係者間で情報共有を行うなどネットワークの構築を図る。	○民生委員、支部社会福祉協議会、いんざい健康ちょきん運動などの集まりに積極的に出向き、地域の気づきからはじまる支援の重要性を伝えるとともに、地域包括支援センターの周知をしていく。 ○アウトリーチの手法を取り入れながら出張相談会を実施する。 ○地域住民からの情報提供には、迅速に対応し必要に応じて、電話連絡や家庭訪問を行う。 ○市が実施する「健やかチェック」の集計結果を共有し、必要と思われる世帯への実態把握を行う。

2 権利擁護業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
成年後見制度の活用促進	○判断能力の低下がみられる高齢者やその家族等からの契約や金銭管理等の相談に対して、印西市成年後見支援センターと連携し、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行う。 ○市は相談会や出前講座などを開催して制度の周知啓発に努める。	○出前講座やオレンジカフェなどで成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を行い、自己意思決定の支援を心掛け自己決定を尊重するよう努める。 ○印西市成年後見支援センターと連携し地域住民へより良い情報提供が出来る様に努める。また、より専門的な相談が必要となった場合は無料相談を案内し弁護士・司法書士へ繋ぎ対応する。 ○権利擁護についてわかりやすいパンフレットを作成し、民生委員定例会や高齢者クラブ、サロン等で配布する。
高齢者虐待への対応	○地域のネットワークを活用して、虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待通報や相談があった場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「印西市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、市と情報共有をしながら、事実確認や虐待の判断を行い、連携を図りながら適切な支援を行う。	○高齢者虐待通報窓口である事を、市民や民生委員、各サービス事業者にも周知する。 ○印西市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、市及び関係機関とも連携して適切に且つ速やかに対応する。 ○虐待を未然に防ぐ為にも、介護者である家族が孤立しない様に地域包括支援センターが身近な相談窓口である事を周知し地域づくりに取り組む。 ○日頃から各居宅介護支援事業所、サービス事業所、民生委員、地域住民や警察とも情報共有しながら地域で心配な自宅を訪問するなど事前防止に努める。
消費者被害の防止	○民生委員や介護支援専門員、訪問介護事業所、消費生活センターとの連携のもと、消費者被害情報の収集に努めるとともに、経済振興課が設置している消費者安全確保地域協議会に参加し、被害を未然に防ぐために必要な支援を行う。	○高齢者を狙った悪質商法が増えており、消費生活センターや警察とも連携しながら被害防止に努める。介護支援専門員や各事業所、民生委員などから情報収集を行い、圏域高齢者にも情報発信する。 ○消費者センターと圏域の被害状況について定期的に情報共有を行い、包括便りやサロンにて再発防止についての広報を行う。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
包括的・継続的なケア体制の構築	○在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関や関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。	○高齢者が抱えている複合的な問題を解決できるようにし、安心して地域で暮らしていけるように多種多様な地域資源を活用して支援して行けるように繋がりを作っていく。 ○介護支援専門員に対して地域ケア推進会議への参加を促し、医療機関や民生委員等関係機関との顔の見える関係作りを行い、連携を進めていく。
介護支援専門員に対する支援	○地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、入退院時の医療機関との連携、支援困難事例への指導・助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行う。 ○介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や研修会等を実施する。	○介護支援専門員からの相談に対して、どのようなことに困っているのか、聞き取る機会を大切にし、同行訪問、情報提供等を行うなど、後方支援を行っていく。 ○いんばケアネットワークの活動協力、市内主任介護支援専門員への後方支援、会議運営等への協力。 ○5包括協働による介護支援専門員対象の研修会等の企画、運営。

4 地域ケア会議推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
地域ケア会議の開催	○地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう地域全体で支援する。 ○市は、多職種の専門的な視点に基づく自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域資源の把握や多職種の連携体制の構築に努める。 ○センターは、介護支援専門員が抱える困難事例等について個別ケースに関する関係者を集め、地域住民や関係機関による個別ネットワークの構築を図るとともに支援方針を検討する。 ○センターは、地域思いやりケア会議で把握した地域で不足している社会資源や取り組むべき課題について関係者で共有し、第2層協議体と連携しながら検討を行う。 ○市は、地域思いやりケア会議では解決に至らなかった課題や市全体での検討が必要な課題について情報を共有し、社会資源の開発や施策の提言に結び付けていく。	○介護支援専門員が相談しやすい関係づくりを行うとともに、地域思いやりケア会議の開催により高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援していく。また、会議での相談内容を把握した内容から地域課題は何かを掴めるように、会議を進めていく。 ○今まで会議で話し合ってきた地域の課題解決に向けて、各地域に出向き行う「出前講座」を続けて実践していく。 ○第2層生活支援コーディネーターと協働し、生活支援体制整備事業にも活かしていく。

5 在宅医療・介護連携推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
医療と介護の連携推進	<p>○医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者との協働・連携を推進する。</p> <p>○「在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議」を開催し、各施策の推進の取組強化を図る。</p> <p>○高齢者と家族が療養生活について我が事として意思決定できるよう、市民への周知啓発に努める。市民啓発講演会等を開催をする。</p> <p>○在宅療養生活を支える医療関係者への支援を行う。</p> <p>○介護と医療サポートガイド、終活ノート（わたしノート）等の内容を検討する。</p>	<p>○「在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議」「在宅医療・介護市民講演会」「多職種連携研修会」等への実施協力。</p> <p>○「介護と医療のサポートガイド」を活用しながら、在宅生活継続の為の知識や自己決定についての出前講座を実施していく。</p> <p>○病院、訪問診療、訪問看護、薬局、介護事業等と常日頃から連携を図り、がん末期や医療ニーズの高いケースは在宅生活がスムーズに行えるように迅速に対応する。</p> <p>○在宅医療での役割を担う訪問看護ステーションとの連携のため、定期開催している連絡会への出席し、連携を強化していく。</p>

6 生活支援体制整備事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
生活支援コーディネーターと協議体との連携	<p>○住民主体の支えあいの体制づくりを推進するため、第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域）生活支援コーディネーターを配置する。</p> <p>○第1層・第2層生活支援コーディネーターと地域の実情や課題を整理し、協議体の設置について検討を行う。必要に応じて、協議体の設置運営に取り組む。</p> <p>○センターは、第2層生活支援コーディネーターと連携を図るとともに、協議体に参加し、地域における一体的な生活支援サービスの体制整備に市と協働して取り組む。</p>	<p>○圏域内でのカフェやサロンを開催し、地域の実情や課題を整理し、必要に応じて協議体の設置に取り組む。</p> <p>○第2層生活支援コーディネーターを1名配置し、協働しながら連携を図る。</p> <p>○第2層生活支援コーディネーターが収集した地域資源を総合相談の中で活用していく。</p> <p>○地域の交流の場に訪問し、日常に取入れる事のできる介護予防に繋がる活動を紹介するなどの情報提供を行っていく。</p>

7 認知症施策推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
認知症初期集中支援推進事業	<p>○認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、対象者をできるだけ早期に適切な医療や支援機関に結び付け、地域での生活に向けた支援体制を構築する。</p> <p>○センターは「認知症初期集中支援チーム」との同行訪問や情報共有など連携に努める。</p> <p>○初期集中支援チーム検討委員会を在宅医療・介護連携推進会議と合併させ、医療と介護の連携の中での初期集中支援の位置づけを明確にし、認知症の人とその家族を地域で支えるための体制づくりについて包括的に検討していく。</p>	<p>○認知症初期集中支援が必要な方を早期に発見できるよう、相談窓口となり、限られた情報の中でアセスメントを行う。対象となる方がいる場合は、円滑に支援チームに繋ぐことが出来る様、連携をとる。</p> <p>○対象となる方が実際に認知症初期集中支援チームの介入が適当か市の担当者、支援チームと相談し円滑に連携を図れるようにする。</p> <p>○情報共有を行い、必要時には同行訪問を行う。役割分担を行い、支援する。</p>
認知症地域支援・ケア向上事業	<p>○地域の実情を把握し、相談に応じることができる体制を整えるとともに認知症当事者と家族の支援を地域で円滑に推進することができるよう、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談等を専門的に対応できる体制づくりに努める。</p> <p>○認知症地域支援推進員および認知症コーディネーターが、日頃の相談対応などから地域の課題やニーズ、当事者の思いをくみ取り、認知症支援に必要な施策を企画・提案・実践していけるための支援を行う。</p> <p>○センターは地域の特性を生かした認知症カフェを開催し、認知症当事者を支えるつながりの支援と家族の介護負担の軽減、および認知症に対する理解を促進し地域での支援者の育成を図る。開催方法については感染症対策を考慮した内容とし、可能な限り当事者やその介護者の思いが周知されるよう、当事者の参加を増やす。</p>	<p>○地区に出向き、より住民にとって身近な場所で認知症カフェを行う。新型コロナウイルスが第5類感染症に移行されたが、感染を不安に感じている方も多いので感染対策をしながら実施する。</p> <p>○認知症当事者、その家族、関心のある住民誰もが自分の憩いの場、相談場所、コミュニティの場所として参加しやすいような内容、雰囲気づくりをする。</p> <p>○認知症カフェのチラシを作成し、住民の集まる機会に配り周知活動を行う。</p>
普及啓発・見守り体制の構築	<p>○認知症サポーター等養成講座を企画、実施するキャラバン・メイトを養成し、地域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成講座の開催や理解促進のための取り組みを積極的に行う。</p> <p>○小学生・中学生の講座については、感染症拡大防止に配慮し、時間短縮(45分)、スタッフの減、クラス単位での開催可能とするなどの工夫を行いながら実施。</p> <p>○成人、職域での実施については積極的に周知し実施する。養成したサポーターと認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター、生活支援コーディネーターを結び付け、ボランティアなど、地域で認知症の人を見守り支える体制を構築していく。</p>	<p>○認知症の方を支える、見守りの体制について、見守りを行うことでその方が住み慣れた自宅での生活が可能になる場合もあることを住民や、商店などに説明し理解を深めてもらい協力を求めている。</p> <p>○認知症サポーター、認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター等が協働し、認知症の方を地域で支える取り組みについて検討する。</p> <p>○成人向け認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>○小学生向けの認知症サポーター養成講座の開催協力。</p> <p>○地域で認知症への理解と見守りの重要性について出前講座などを通して普及啓発をしていく。</p>

8 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防ケアマネジメント業務 指定介護予防支援業務	<p>○要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、自立支援を目的に主体的な取り組みができるよう、介護予防サービスに加えて住民主体の通いの場等の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行う。</p> <p>○3職種については、包括的支援事業に影響が生じないよう市が定めた上限件数の範囲内で業務を行う。</p> <p>○業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切なケアマネジメントが実施されているか責任をもって関与するとともに正当な理由なしに特定の事業者には偏らないよう配慮する。あ</p>	<p>○要支援者や事業対象者に介護サービス、インフォーマルサービス等の情報提供を行う。</p> <p>○地域で自立した生活を継続できるように多様な資源をケアプランに位置付け介護予防を図る。</p> <p>○公平中立をモットーに、利用者の意向に基づき、情報提供を行い円滑にサービスが利用できるような支援する。</p> <p>○対象者の支援が適切に行われているか、定期的にサービスの実施状況をモニタリングし、効果を評価・管理する。上記の視点を委託居宅介護支援事業所への支援の際にも意識する。</p> <p>○指定居宅介護支援事業所に業務の一部を委託する際は、特定の事業所に偏らない様に公平に選定し、委託先介護支援専門員とは密に連絡を取り合い状況確認に努める。提出書類にも目を通し、適切なケアマネジメントが実施されているか確認、一覧表を作成し管理を行う。</p>

9 一般介護予防事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防把握事業	<p>○基本チェックリストを主としたアンケートを、介護認定を受けていない75歳以上の対象者に送付し、ハイリスク者を把握する。把握したハイリスク者に対し、早期介入を行う。</p>	<p>○市と連携し、把握事業から得られた情報を有効活用し、ハイリスク者の早期発見・早期対応に努める。</p>
介護予防普及啓発事業	<p>○介護予防把握事業の結果を踏まえ事業の展開方法を検討していく。</p> <p>○今ある事業については、介護予防把握事業で把握したハイリスク者や必要な対象者を参加につなげ、ケアマネジメント力を身につけ、介護予防活動に取り組んでもらう。</p>	<p>○日々の窓口業務時や地域などにおいて、社会参加、交流、役割を持つことが介護予防においても有効であることを周知していき、関心のある対象者には、一緒に働きかけを行っていく。</p>
地域介護予防活動支援事業	<p>○高齢者の体力の維持・向上と地域の仲間づくりを目的とした「いんざい健康ちょきん運動」の活動を通して、住民が主体となった通いの場の充実を図る。</p> <p>○センターは、地域において住民の活動支援を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携して事業の普及・啓発に取り組み、地域の支え合いづくりを推進する。</p>	<p>○「いんざい健康ちょきん運動」は介護予防だけではなく地域の支え合い、地域づくりにもなると考え、第2層生活支援コーディネーターによる関りを積極的に行い、住民主体の活動の充実を図っていく。（立ち上げ支援、各提案、後方支援）</p>

10 運営体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
職員の配置	<p>○「印西市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例」に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（これらに準ずる者も可）の3職種を配置する。</p> <p>○認知症地域支援推進員（兼務）、第2層生活支援コーディネーターを配置する。</p>	<p>○3職種、認知症地域支援推進員、第2層生活支援コーディネーターの安定した配置を継続して行く。</p>
職員の姿勢	<p>○センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践し、多様な観点から効果的な支援を行う。</p>	<p>○職員同士良好なコミュニケーションを持ち、それぞれの専門性を生かしながら臨機応変に話し合いを重ねて、検討・確認を怠らずに積極的にチームアプローチを実践していく。</p>
職員のスキルアップ	<p>○センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達・共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。</p>	<p>○日々の業務から対応についてのスキルアップ、アセスメント能力の向上を目指し、お互いに学び合う。</p> <p>○地域包括支援センターの職員として必要な知識や技術の習得、専門職としてのスキルアップを図るための外部研修の受講ができるよう業務体制の整備を行う。</p> <p>○職場内でのケース検討、法人包括合同での事例検討会の実施。</p>

11 管理体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
個人情報の保護	<p>○センターは、業務上多くの個人情報を知りえる立場にあることから、その取扱いにあたっては「個人情報の保護に関する法律」に基づき、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に注意する。</p>	<p>○「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に個人情報の管理をするとともに、事業所内研修を行い徹底を図る。</p> <p>○個人情報を含む書類は、鍵のある棚等に管理し、不必要な持ち出しは行わない。</p>
苦情対応	<p>○センターに対する苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応し、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に報告する。</p>	<p>○苦情については、苦情マニュアルに沿って人層に対応し解決を図る。対応については記録を行い全員で協議し、再発防止に努める。市への報告も同時に行う。</p>
緊急時対応	<p>○センターは、緊急時の対応が必要になることを想定し、夜間休日を問わず24時間連絡を取ることができる体制を確保する。</p>	<p>○転送電話にて24時間連絡体制（当番制）を整える。時間外への対応については、必要かどうかの判断をして対応する。長期休日の場合は、主・副担当の2人体制を整えておく。</p>